

紺綬褒章推薦のご案内

■ 紺綬褒章とは

紺綬褒章は国の褒章制度のひとつで、公益のために、私財（個人は500万円以上、法人等は1,000万円以上）を寄附した方に授与されます。また、予めお申し出いただいた分納によるご寄附も含まれます。その際は、完納時点での申請となります。

本学は、内閣府賞勲局より、公益のために私財をご寄附された方に授与される「紺綬褒章」の公益団体認定を受けており、寄附者様のご意向を確認のうえ、本学から文部科学省に申請いたします（その後文部科学省を経て内閣府へ提出）。

■ 個人への授与

個人で500万円以上ご寄附頂いた方には、下記のと通りの授与基準により、褒章（メダル）、章記、木杯が授与されます。

ご寄付の金額	授与されるもの
500万円以上	紺綬褒章、章記
1,500万円以上2,500万円未満	紺綬褒章、章記、木杯第五号
2,500万円以上5,000万円未満	紺綬褒章、章記、木杯第六号
5,000万円以上	紺綬褒章、章記、木杯第七号

■ 法人・団体への授与

法人・団体で1,000万円以上ご寄附頂いた場合、受章者名を法人・団体等とした褒状（賞状）が授与されます。

ご寄付の金額	授与されるもの
1,000万円以上	紺綬褒章に係る褒状

紺綬褒章推薦のご案内

■ 申請に必要な書類(個人)

- ・履歴書(本籍、現住所、氏名、生年月日、学歴、職歴、賞罰等記載) 1通
- ・戸籍抄本 2通

＊法人等の必要書類は、推薦のご連絡時にご案内します。

■ ご受章までの流れ

1.寄附者様(申請者)

必要書類(履歴書、戸籍抄本2通)をご準備いただきます。

2.本学

申請書類を作成し、文部科学省へ提出します。

3.文部科学省・内閣府

審査・閣議にて受賞の決定をします。

4.本学

文部科学省より褒章等受渡後、寄附者様にご伝達します。

5.寄附者様(申請者)

紺綬褒章をお受け取りいただきます。

＊申請から受章まで1年ほどかかります。また、閣議決定後、1～2か月ほどで本学に褒章等が届きます。

＊審査については、内閣府賞勲局で行われますので、受章の確約はできかねます。

併せまして、審査内容、審査結果の理由についてのご回答もできかねますことをご了承ください。

紺綬褒章推薦のご案内

[参考]授与されるもの（出典：勲章・褒章制度の概要：日本の勲章・褒章 - 内閣府）

●紺綬褒章



●章記



●木杯



●上:飾版(金)／下:飾版(銀)



※紺綬褒章をすでに授与された方が、さらに同種の褒章を授与される場合には、褒章にかえて飾版が授与されます。
飾版は、銀製の細長い板状のもので、銀飾版が5箇に達したときは金飾版と引き換えることができます。